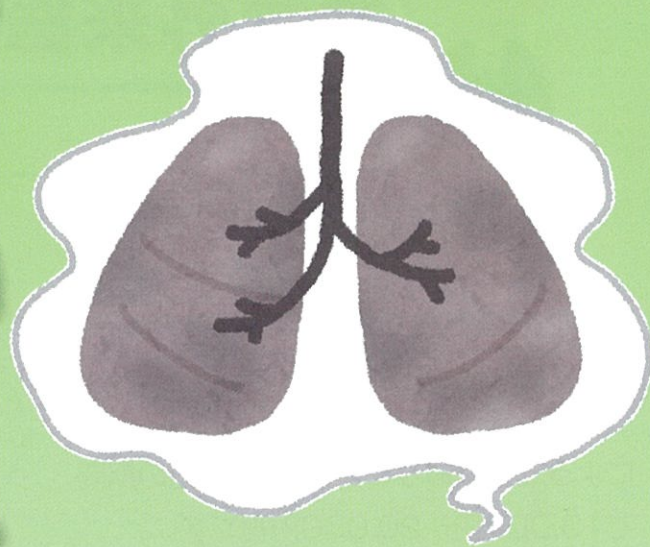


たばこを 止めたい あなたへ



禁煙外来医療費の助成を行っています

対 象 者	健康保険が適用される禁煙外来での治療を完了した方 ※治療開始前または初診から2回目の診療までの間に区への申請をし、登録決定を受ける必要があります。間に合わないことが見込まれる場合は事前にご相談ください。 ※登録申請時及び助成金請求時、区の区域内に住所がある満20歳以上の方が対象です。 ※本事業の補助金交付を受けたことがない方 【登録申請に必要なもの】 ◎ 本人確認書類（運転免許証、パスポートなど） ◎ 初診から2回目の診療までの間に申請する場合、初診の領収書
助 成 対 象	健康保険が適用される禁煙外来での治療に要する医療費
助 成 額	自己負担額（上限1万円） 自己負担額が1万円以上の方は1万円 自己負担額が1万円未満の方は全額
定 員	15名（申込順）
対象医療機関	禁煙治療に保険が使える医療機関（中央区外でも可） ※禁煙治療に保険が使える中央区内の医療機関一覧を別パンフレット「たばこと健康」、及び区のホームページに掲載しております。

※申請から助成までの流れは裏面をご覧ください。



禁煙外来医療費助成の流れ

禁煙外来医療費について

禁煙外来医療費は、処方薬の種類によって差はありますが8～12週の期間で13,000円～20,000円程です。
禁煙外来医療費の助成を受けることによって最大1万円の助成金を受け取ることが出来、実質負担が約3,000～10,000円程になる計算になります。

※禁煙外来医療費は治療内容によって異なります。詳しくは医療機関にお問い合わせください。



登録申請

登録決定

・禁煙外来医療費助成登録審査結果通知書を交付いたします。

禁煙外来での治療開始

・治療を完了できなかった場合は助成の対象になりません。

禁煙外来での治療終了

・治療終了後速やかに交付申請を行ってください。

交付申請及び助成金の請求

助成金の交付

【助成金の請求に必要なもの】

- ◎禁煙外来医療費助成登録審査結果通知書
- ◎禁煙外来医療費、薬剤費の領収書及び明細書
- ◎禁煙外来医療費助成金交付申請書・請求書
(※交付申請の際に窓口でお渡しします。)
- ◎振り込み先の口座情報

問い合わせ・登録申請等の窓口

場 所	所 在 地	電 話
中央区保健所 健康推進課	中央区明石町12-1	03-3541-5930
日本橋保健センター	中央区日本橋堀留町1-1-1	03-3661-5071
月島保健センター	中央区月島2-10-3	03-5560-0765
晴海保健センター	中央区晴海4-8-1	03-6381-2972